

伊佐市農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 8 時 58 分から 10 時 4 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (11 人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	7 番委員	2 番推進委員	8 番推進委員
2 番委員	9 番委員	3 番推進委員	9 番推進委員
4 番委員	10 番委員	4 番推進委員	10 番推進委員
5 番委員	11 番委員	5 番推進委員	11 番推進委員
6 番委員	12 番委員	6 番推進委員	14 番推進委員
		7 番推進委員	15 番推進委員

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 9 番委員 10 番委員

第 2 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）

申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について

議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 7 号「非農地証明願」について

議案第 8 号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。我々委員も今月で3年間の任期が満了ということになります。今回で勇退される委員の皆様は大変お疲れ様でした。また、引き続き委員をしていただける委員の皆様は来月から3年間よろしく申し上げます。先日、市職員の移動内示が発令されました。農業委員会の職員も該当者がいましたので、追加議案で職員の任命について協議していただきます。

本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから6ページになります。農業経営基盤強化促進法による解約が7件、中間管理機構経由が11件の計18件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議題とし

ます。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定のうち貸借について説明いたします。資料8ページの総括表をご覧ください。期間は10年で、面積は18,572㎡で利用権を設定する者の数が3人、設定を受ける者の数は2人です。土地の詳細につきましては、資料7ページ、番号1番から3番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から7番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 NSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 URさんは、埼玉県狭山市狭山台に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸2007番1、地目は畑、地積は1,181㎡の所有移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地

です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る3月27日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 HKさんは、東京都青梅市日向和田に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字石田28番ほか3筆、地目は田2筆と畑が2筆、地積は4筆合計で4,679㎡の所有移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 SIさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は82歳です。

渡し人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字青木田789番、地目は田、地積は2,978㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約600mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 IKさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は83歳です。

渡し人 IAさんは、鹿児島市吉野町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字五本松180番ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で1,606㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約600mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る3月20日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 MAさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 TYさんは、鹿児島市唐湊に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口山野字京塚3524番1、地目は田、地積は906㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は56歳です。
渡し人 SSさんは、神奈川県横浜市青葉区あざみ野に居住される市外
住民です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上 1202 番、地目は田、地積は 2,770
㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地で
す。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証
明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろし
くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定
のうち、整理番号7番につきまして、去る3月21日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字松ヶ迫 3823 番2、地目は畑、地積は 1,754
㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで現況は管理された農地です。
経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証
明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろし
くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番か
ら7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしま

した。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち整理番号1番について、去る3月24日に申請人の立ち合いのもと、2番推進委員、5番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私1番が報告します。
申請人は、伊佐市大口目丸にお住いのTSさんで、年齢は53歳です。
申請地は、伊佐市大口篠原字島巡り1865番10ほか1筆、地目は全て田で地積は2筆合計で598㎡であります。

所在地は、篠原公民館から東へ約400mに位置しており、東側は宅地、南側は道路、北側は宅地、西側は田であり、用途区分変更後農業用資材置場にする計画であります。この申請地は農用地区域の周辺部であり、用途区分後の農用地の集団化、農作業の効率化に影響はありません。

用途区分変更後の申請地は農用地内区域に該当しますが、転用目的が農業用資材置場のため転用可能かと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図、大口地改良区の意見書等が添付されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については意見決定いたしました。整理番号2番について4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・
農業委員 編入)申出」の意見決定についてのうち整理番号2番について、去る3月
24日に申請人の代理人 O行政書士の立ち合いのもと、9番推進委員、
10番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、
4番が報告します。

申請人は、伊佐市大口曾木にお住いの TTさんで、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字宮田原3933番1、地目は田で地積は2,116
㎡であり、変更目的は農業用資材置場となっております。

所在地は、曾木の滝公園から東へ約1.3kmに位置しており、東側は畑、
南側は雑種地、北側は河川堤防、西側は山林であり、用途区分変更後農業
用資材置場にする計画であります。また、申請地は農用地区域の周辺部で
あり、用途区分後の農用地の集団化、農作業の効率化に影響はありません。

用途区分変更後の申請地は農用地区域内農地に該当しますが、転用目的
が農業用資材置場のため転用可能かと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図等が添付されていま
す。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいた
しまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番に
ついて、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番については意見決定いたしました。議案
第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)
申出」の意見決定について、申請件数2件について2件が意見決定いたし
ました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について提案
いたします。整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についての、整理番号1番について、去る3月24日に調査しましたので報告いたします。まず、事業計画変更に至るまでの経緯を説明させていただきます。

本申請は、「太陽光発電施設」の設置を目的として、申請者である株式会社Mが、変更前の申請地 大口下殿字湯ノ谷716番37ほか2筆、地目は全て畑、地積は3筆合計で4,581㎡において平成25年10月25日付で農地法第5条許可を受けて従来のFIT法で設置計画を進めておりましたが、着手が当初計画より遅れたため九州電力に対する負担金が高額となり、計画遂行が困難となったことから、新しい買い取り制度であるNONFIT法による太陽光発電施設を設置するための農地法4条許可申請が提出されました。それでは、事業計画変更申請の内容について説明させていただきます。

申請人は、鹿児島市与次郎に所在する株式会社Mです。

申請地は大口下殿字池ノ山1023番41であり、地目は畑、地積は1,578㎡です。

転用目的は、当初の予定では「FIT法による太陽発電施設」となっておりましたが、変更後は「NONFIT法による太陽光発電施設」を設置する計画です。こちらの申請は、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」の整理番号2番に対応しております。

調査の結果、本件の申請については許可相当であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番、3番について、所有者が同一のため一括で報告をお願いします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についての、整理

番号2番、3番について、去る3月24日に調査しましたので報告いたします。まず、事業計画変更に至るまでの経緯を説明させていただきます。

本申請は、「駐車場」の建設を目的として、申請者である〇株式会社が、整理番号2番、変更前の申請地 伊佐市大口原田字石橋689番1ほか5筆、地目は全て田、地積は6筆合計で3,979㎡において令和5年12月5日付で農地法第5条許可を、また、整理番号3番の変更前の申請地 伊佐市大口原田字石橋692番ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で3,087㎡において平成30年9月5日付けで農地法第5条許可をそれぞれ受けて駐車場の建設のため計画を進めておりました。

整理番号3番の変更前の申請地である大口原田字石橋695番、698番、704番については駐車場として整備され、大口原田字石橋692番については、整理番号2番と合わせて駐車場整備をする計画でしたが、新規事業を展開する中において既設工場では新たな製造工程作業や製品の保管が困難となるため、工場用地と製品倉庫を建築するための農地法4条許可申請が提出されました。それでは、事業計画変更申請の内容について説明させていただきます。

申請人は、伊佐市大口原田に所在する〇株式会社です。

整理番号2番の申請地は、伊佐市大口原田字石橋689番1ほか5筆、地目は全て田、地積は6筆合計で3,979㎡です。

整理番号3番の申請地は、伊佐市大口原田字石橋692番、地目は田、地積は551㎡です。

転用目的は、当初の予定では「駐車場」となっておりましたが、変更後は「工場」を建築する計画です。こちらの申請は、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」の整理番号3番に対応しております。

調査の結果、本件の申請については許可相当であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番、3番は、処分決定いたしました。議案

第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について、申請件数3件について3件が処分決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月24日に申請人の立ち合いのもと、2番推進委員、5番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私1番が報告します。

申請人は、伊佐市大口目丸にお住いのTSさんで、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字島巡り1865番10ほか1筆、地目は全て田で地積は2筆合計で598㎡であります。

農地区分は、農用地区域内農地となっており、転用目的は農業用資材置場であります。

所在地は、篠原公民館から東へ約400mに位置しており、東側は宅地、南側は道路、北側は宅地、西側は田であり周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区からの意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号

2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月24日に申請人の立ち合いのもと、6番推進委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私10番が報告します。

申請人は、鹿児島市与次郎に所在のある株式会社Mで、一般法人です。
申請地は、伊佐市大口下殿字池ノ山1023番41、地目は畑で地積は1,578㎡であります。

農地区分は、第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。

所在地は、県立北薩病から院東へ約800mに位置しており、南側は市道、東側は宅地、北側は宅地、西側は転用地あり周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る3月24日に申請人の代理人 T行政書士の立ち合いのもと、11番農業委員、1番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私7番が報告します。

申請人は、伊佐市大口原田に所在のある O株式会社で、一般法人です。

申請地は、伊佐市大口原田字石橋 697 番 1 ほか 6 筆、地目は全て田で地積は 7 筆合計で 6,706 m²であります。

農地区分は、第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は工場建設であります。

所在地は、県立伊佐農林高等学校から西へ約 300m に位置しており、南側は転用地、東側は宅地、北側は雑種地、西側は工場であり周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、他法令に関連する届出書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 3 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 3 番は、処分決定いたしました。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 3 件について 3 件が処分決定いたしました。

議案第 6 号

議長 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、6 番農業委員の報告を求めます。

6 番農業委員 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番について、去る 3 月 24 日に申請人の立ち合いのもと、9 農業委員、7 番推進委員、私 6 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、6 番が報告します。

譲受人は、伊佐市大口小木原に所在する 株式会社 T で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口上町にお住いの KMさんで年齢は88歳です。
申請地は、伊佐市大口里字天神原195番、地目は畑で地積は906㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で第一種居住区域となっており、転用目的は資材置場であります。

所在地は、大口病院から南へ約400mに位置しており、東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月24日に申請人の代理人である T行政書士の立ち合いのもと、7番農業委員、1番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私11番が報告します。

譲受人は、霧島市溝辺町麓にお住いの KMさんで市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いの KOさんで年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字満田原161番2、地目は畑で地積は419㎡であります。

本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、県立伊佐農林高等学校から東へ約400mに位置しており、南側は山林、東側は宅地、北側は宅地、西側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る3月24日に申請人の代理人 株式会社Tの立ち合いのもと、6番農業委員、7番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私9番が報告します。

譲受人は、伊佐市大口小木原にお住いの STさんで年齢は37歳です。

譲渡人は、伊佐市大口上町にお住いの KTさんで年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字諏訪免772番2、地目は田で地積は256㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、JA北さつま中央倉庫の南側に隣接しており、東側は雑種地、西側、南側は田、北側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る3月24日に申請人の代理人 T 行政書士の立ち合いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私2番が報告します。

譲受人は、東京都千代田区神田須田町に所在する 株式会社Nで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田にお住いの TTさんで年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3140番1、地目は畑で地積は905㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。パネル設置枚数は160枚、パネル設置総面積は437.15㎡、容量は44.55kwの計画です。

所在地は、本城小学校から南東へ約2kmに位置しており、東側は広域農道、西側は畑、南側は畑、北側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。
- 4 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る3月24日に申請人の代理人 O 行政書士の立ち合いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、4番が報告します。
- 農業委員 譲受人は、伊佐市大口曾木にお住いの AMさんで年齢は72歳です。
譲渡人は、伊佐市大口曾木にお住いの TTさんで年齢は76歳です。
申請地は、伊佐市大口曾木字宮田原3933番1、地目は田で地積は2,116㎡であります。
- 本申請は所有権移転売買で、農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的は農業用資材置場であります。
- 所在地は、曾木の滝公園から東へ約1.3kmに位置しており、東側は畑、南側は雑種地、北側は河川堤防、西側は山林となっており周囲に与える影響はないかと思われま。
- 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。
- 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数5件について5件が処分決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第7号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第7号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る3月24日に申請人の代理人 Kさんの立ち合いのもと、14番農業委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告します。

申請人は、鹿児島市田上にお住いの KRさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字麓2081番1、地目は畑、地積は498㎡です。

申請地の所在地は、菱刈小学校の東側に隣接しており周囲の状況は、東側は市道、南側は宅地、北側と西側は公共施設であります。

非農地になった時期及び理由としては、平成10年頃10数㎡の非住家を建て家庭菜園として父母が耕作していましたが、高齢により耕作を放棄し現在に至っているとのことです。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。議案第7号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明願が決定いたしました。

議案第8号

議長 議案第8号「職員の任免」について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「職員の任免」についてご説明いたします。令和7年4月1日付け人事異動につきまして、3月19日に伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっており、次の職員が異動になっております。条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。

それでは発表いたします。

まず、転出につきまして、K主任主事が都市整備課住宅係へ異動です。私、Kが退職となります。

続きまして転入職員につきまして、事務局長に教育委員会社会教育課文化財係長兼市立図書館図書館係長のNMさんが転入です。また、私、Kが再任用職員として転入になります。異動は以上です。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第8号「職員の任免」について、事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第8号「職員の任免」については承認されました。その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをご覧ください。3月の月例報告をいたします。5日(火)3月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが案件

なしのため欠席しております。24日(月)現地調査を一斉に行いました。
本日28日(金)第12回農業委員会総会です。

4月の行事予定ですが、1日(火)令和7年度第1回農業委員会総会が
大口庁舎議員控室で開催予定、10日(木)定例常設審議委員会が鹿児島
市内で開催予定、14日(月)農業委員会研修会を開催予定、23日(水)
が現地調査予定、28日(月)が第2回農業委員会総会です。月例報告は
以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

事務局 事務局からです。皆様から提出いただいている活動記録につきまして、
未提出の分がありましたら総会終了後に提出をお願いします。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局長 以上で、令和6年度第12回農業委員会総会を終了します。姿勢を正して
ください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時4分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番